

人事院公示第12号

人事院総裁は、人事院規則2-13（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）第1条の規定に基づき、平成17年人事院公示第7号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和3年9月1日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
1～3（略）			1～3（略）		
別表			別表		
行政機関 の保有す る個人情報 の保護 に関する 法律第2 章から第 4章の2 まで（同 法第10 条及び第 4章第4 節を除 く。）に	内部部局 （委員会等 を含む。以 下同じ。） のうち、総 務課、企画 法制課、人 事課、会計 課、国際課、 公文書監理 室、情報管 理室及び政 策立案参事 官	事務総長	行政機関 の保有す る個人情報 の保護 に関する 法律第2 章から第 4章の2 まで（同 法第10 条及び第 4章第4 節を除 く。）に	内部部局 （委員会等 を含む。以 下同じ。） のうち、総 務課、企画 法制課、人 事課、会計 課、国際課、 公文書監理 室、情報管 理室及び事 務総局に置 く参事官	事務総長

定める権限又は事務のうち下欄に掲げるもの以外のもの	内部部局のうち、総務課、企画法制課、人事課、会計課、国際課、公文書監理室、情報管理室及び <u>政策立案参事官</u> 以外の部局又は機関	各局長	定める権限又は事務のうち下欄に掲げるもの以外のもの	内部部局のうち、総務課、企画法制課、人事課、会計課、国際課、公文書監理室、情報管理室及び <u>事務総局に置く参事官</u> 以外の部局又は機関	各局長
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 この決定による改正は、令和3年9月1日から効力を発生する。